第７号様式（第５条関係）

その１

請　　　　　　　求　　　　　　　書

（選 挙 運 動 用 自 動 車 の 使 用）

　南大隅町議会議員及び南大隅町長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

　　　　　　　令和　　　年　　月　　日

　　南大隅町長　様

請求者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

記

１　請求金額　　　　　　　　円

２　内　訳

　　　別紙請求書内訳書のとおり

３　令和　　年　　月　　日執行　（　町長選挙　・　町議会議員選挙　）

４　候補者の氏名

５　振込先銀行名、口座名及び口座番号

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 本・支店名 |  |
| 金融機関コード |  | 支店コード |  |
| 預金種別 |  | 口座番号 |  |
| ふりがな |  | | |
| 口座名義人 |  | | |

備考１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出すること。

　　２　候補者が供託物を没収された場合には、南大隅町に支払を請求することはできません。

　　３　燃料代の請求は、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られる。

第７号様式（第５条関係）その１

別紙２

（２）燃料代

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用年月日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号 | 販売金額（ア） | 基準限度額（イ） | 請求金額 | 備　　考 |
|  |  | 円×ℓ＝円 |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  | 円 | 円 | 円 |  |

備考１　「基準限度額」（計）欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された額の合計を記載すること。

　　２　「請求金額」欄には、（ア）の（計）欄又は（イ）の（計）欄のうちいずれか少ない方の額を記載すること。

　　３　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載すること。

　　４　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「販売金額（ア）」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載すること。